

東京消防庁 消防相互応援協定 三 郷 市

協定締結日 昭和40年1月23日

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と埼玉県三郷市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災発生の際、甲、乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は認知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請により応援するものとする。ただし、状況によっては応援側の状況判断により出場することができる。

2 特別応援による応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、機材、その他）により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について、疑義を生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本貳通を作成し、甲、乙各壹通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、昭和40年1月28日から施行する。
- 2 東京都特別区と埼玉県東和村との消防相互応援協定(昭和24年3月7日)は、これを廃止する。

昭和40年1月23日

東京消防庁消防長
消防総監 江 藤 彦 武
埼玉県北葛飾郡三郷町
町 長 吉 田 忠 一

【改正】

昭和41年12月1日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
埼玉県北葛飾郡三郷町
町 長 吉 田 忠 一

付 則

この協定は、昭和45年5月20日から施行する。

昭和45年5月13日

東京消防庁消防長
消防総監 大 川 鶴 二
埼玉県北葛飾郡三郷町
町 長 白 石 敏 夫

付 則

この協定は、昭和47年6月13日から施行する。

昭和47年6月13日

東京消防庁消防長
消防総監 大 川 鶴 二
埼玉県三郷市
市 長 白 石 敏 夫

附 則

この協定は、昭和56年1月1日から施行する。

昭和55年12月27日

東京消防庁消防長
消防総監 曾 根 晃 平
三 郷 市
市 長 白 石 敏 夫

附 則

この協定は、昭和５６年１０月１日から施行する。

昭和５６年９月３０日

東京消防庁消防長

消防総監 曾 根 晃 平

三 郷 市

市 長 白 石 敏 夫

附 則

この協定は、昭和５７年７月１日から施行する。

昭和５７年６月３０日

東京消防庁消防長

消防総監 曾 根 晃 平

三 郷 市

市 長 白 石 敏 夫

附 則

この協定は、昭和５８年１１月１５日から施行する。

昭和５８年１１月１４日

東京消防庁消防長

消防総監 花 塚 辰 夫

三 郷 市

市 長 木 津 三 郎

附 則

この協定は、平成１８年１１月１７日から施行する。

平成１８年１１月１７日

東京消防庁

消防総監 関 口 和 重

三 郷 市

市 長 木 津 雅 晟

別表

普通応援出場計画

東京消防庁側の応援区域	三郷市側の応援区域
三郷市のうち 東町、寄巻、鷹野一丁目、鷹野二丁目、鷹野三丁目、鷹野四丁目、鷹野五丁目、戸ヶ崎、戸ヶ崎一丁目、戸ヶ崎二丁目、戸ヶ崎三丁目、戸ヶ崎四丁目、戸ヶ崎五丁目、栄五丁目、高州一丁目、高州二丁目、高州三丁目、高州四丁目	葛飾区のうち 水元二丁目、水元四丁目、水元五丁目、東水元二丁目、東水元三丁目、東水元四丁目、東水元五丁目、東水元六丁目、西水元五丁目、西水元六丁目、東金町五丁目、東金町八丁目、水元公園